

民課窓口でご申請ください。

農業経営収入保険加入促進補助金

問 補助金について

観光経済課

☎(83)1228

収入保険について

・ 神奈川県農業共済組合

☎0463(94)3211

・ 神奈川県農業共済組合

西部支所

☎(27)0138

農業収入の減少などに備

えて、町在住の個人または

町内に所在する法人が、全

国農業共済組合連合会の収

入保険制度に加入する場合

の掛捨て保険料を補助します。

【対象期間】令和8年1月

～12月分(新規加入申請

は令和6年12月まで)の

全国農業共済組合連合会

収入保険制度に加入した

方または法人

【補 上限10万円

【申 令和8年2月27日(金)

まで

町で定める申請書兼請

求書、収入保険制度に加

入したことを証明できる

もの、保険料負担額がわ

かる書類を提出

令和7年分勤労者住宅 資金利子補助制度

問 観光経済課

☎(83)1228

町では、町内で自己居住

の新築・購入・増改築をし

た方の住宅資金融資の支払

い利子の一部を補助してい

ます。

【受付開始】

令和8年1月5日(月)～

【令和7年分対象者】

令和4年2月以降に当初

借入金額の返済を開始し

た勤労者

(返済の延滞や税などの

滞納がある方は対象外)

【対象融資機関】

本店、支店または出張所

が神奈川県内に所在する

金融機関

【補助額】

当初借入金(50万円以上

3000万円まで)の

0.2%×利子償還月数

÷12カ月

【補助期間】

当初借入金の利子の返済

を始めた月から起算して

36カ月以内(毎年1月に

前年1月～12月分の申請

が必要)

【提出書類】

① 交付申請書(勤務先と

融資機関の証明が必要)

② 登記簿謄本の写し

(1年目のみ)

③ 工事請負契約書など、

住宅の契約が分かる書

類の写し(1年目のみ)

※継続申請の方は①のみ

【申 令和8年1月5日(月)

～1月30日(金)まで

必要書類一式を観光経済

課に提出



税務課資産税係 よりお知らせ

問 税務課

☎(83)1224

各種届け出書類・要件

などの詳細は、お問い

合わせいた

だくか、町

公式サイ

特をご確認

ください。



各種届出に
ついてはこちら

家屋を改修された方へ 固定資産税減額制度の お知らせ

対象の家屋改修を行い、

要件を満たした場合、家屋

に係る固定資産税が一年度

分に限り減額されます。

【対象改修工事】

耐震改修、バリアフリー

改修、省エネ改修

家屋を取り壊したとき
は「家屋滅失届」を
提出してください

固定資産税は、毎年1月

1日現在の所有者に課税さ
れます。令和7年中に家屋
を取り壊した方は、税務課
資産税係まで「家屋滅失
届」をご提出ください。

❗ 届け出がないと、課税さ

れることがありますの

で、ご注意ください

※なお、法務局で滅失登記

の手続きが済んでいる方

は、届け出の必要はあり

ません

【期 令和8年1月30日(金)

未登記の家屋の所有者
を変更したときは「家
屋所有者名義変更届」
を提出してください

相続、売買、贈与などで

未登記家屋(倉庫・蔵など

を含む)の所有者が変わっ

た場合は、税務課資産税係

まで「家屋所有者名義変更

届」をご提出ください。

なお、法務局で所有権保存

登記の手続きが済んでいる

方は、届け出の必要はあり

ません。